

自治が変わる・自治を変える

SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館
 【TEL】048-816-8866 【FAX】048-836-1113
 【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/> 【Eメール】info@saitama-jichi.jp

大型経済政策に疑問—マイナンバーカードでポイント付与・小中学にパソコン

政府は12月5日に事業規模で26兆円に上る大型経済対策を発表しました。

財政投融资を含めた政府支出は13兆円になります。19年度補正予算と20年度予算の15か月予算としています。毎日新聞の見出しは「選挙意識 10兆円ありき」「景気下支え 市場疑問視」、朝日新聞は「26兆円対策規模ありき」「公共事業など膨張 厳しい財政」、東京新聞は「緊急性なき ばらまき」と厳しい見出しでした。

右下の図表にあるように経済対策は大きく3つの項目に分かれています。2項目目の「下振れリスク対応」には4. 地方創生の推進強化が含まれており（1）地域経済の活性化策の一層の充実（2）地方で活躍する人材等の強化などとされています。

経済対策で使われる用語とその範囲

事業規模
26.0兆円

金融機関や民間企業の支出を含む

財政措置
13.2兆円

高速道路などの事業に融資する国の財政投融资
3.8兆円

歳出(真水)
9.4兆円

政府が直接支出する国費
公共事業に伴う地方自治体負担分

右・下の図表は12月6日の毎日新聞から
左下の社説は12月2日の朝日新聞の社説

社説 Editorials

マイナンバーカード普及を焦る不毛

マイナンバーカードは何のために持つのか。必要性を多くの国民が実感できないなか、政府はカードを一気に広げようと、前のめりになっている。しかし、予算をばらまき、半ば強引に取得を迫るような手法は、看過できない。

一つは、1人最大5千円分のポイント還元策だ。いわゆるデジタル版の商品券で、SuicaやPayPayなどのキャッシュレス決済で使える。

消費増税後の景気対策の一つと位置づけ、昨年から実施ありきで制度設計が進んできた。来年9月から7カ月間の期間限定で、カードを取得して専用サイトでIDなどを設定すれば、所得や年齢に関係なく、恩恵を受けられる。ただしキャッシュレスで決済することが条件だ。

約4千万人分、2千億円以上もの予算が投じられる見込みだが、消費刺激策としての効果ははっきりしない。

もう一つは、「公務員には今年度中にカードの取得を推進する」との閣議決定の方針のもと、国家公務員に行われている調査だ。公務員ではない被扶養者も対象に、記名式でカード取得の有無や、申請しない場合はその理由を尋ね、上司に提出させている。人権侵害に当たらないだろうか。

12けたのマイナンバーはすでに国民全員に割り当てられている。顔写真つきのカードの交付は本人の申請に基づき、2016年1月に始まった。

本人確認ができる電子証明書もついており、政府は「安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤」と位置づけ、23年3月末には「ほとんどの住民が保有」すると想定する。

しかしこれまでの発行枚数は1800万枚超と、普及は進まない。昨秋の内閣府の調査でも

「必要性が感じられない」を選んだ人は多く、個人情報への漏洩や盗難を心配する声も根強い。カードの裏面には、税や社会保障の手続きに使われ、「ひやみに他人に見せるべきではない」と書かれてきた12けたの番号が書いてある。持ち歩くことに不安を感じる人は、少なくないだろう。

住民票をコンビニで取れる、ポイント還元でお得な、健康保険証として使えるようにもなる

と、いくら「利便性」を強調しても、結局は制度開始当初から指摘された国民の懸念を、ぬぐいきれていない。

必要性を感じないままでは、たとえカードが普及しても使われない。「デジタル社会の基盤」にしたいのなら、政府がやるべきは必要性を繰り返し説明し、国民の懸念を解消することだ。予算のばらまきや取得の強要ではない。

経済対策の主な項目と予算額 財政措置額

- 災害からの復旧・復興 5.8兆円**
 - 堤防決壊時・洪水時緊急対策
 - 市街地緊急輸送道路の無電柱化
 - 首里城復元に向けた支援
- 経済の下振れリスク対策 3.1兆円**
 - 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援
 - 質の高い情報通信技術 (ICT) インフラ輸出
 - 和牛・酪農の増頭・増産、輸出増の体制整備
 - 地域での就職氷河期世代支援を後押し
- 東京五輪後の経済活力の維持・向上 4.3兆円**
 - 高齢者を対象に安全運転サポート車の購入補助
 - ポスト「5G」情報通信システム基盤強化
 - 小中学校でのパソコン「1人1台」の実現
 - マイナンバーを活用した消費活性化策

マイナンバーカードの取得を公務員に強制 経済対策で最大5000円のポイント付与

総行福第23号

令和元年6月28日

地方職員共済組合

(地方共済事務局扱い)

東京都職員共済組合 御中

地方公務員共済組合連合会

全国市町村職員共済組合連合会

総務省自治行政局公務員部福利課長

(公印省略)

地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について(依頼)

本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、本年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、地方公共団体及び地方公務員共済組合の取組について、「地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する」とこととされておりますのでお知らせします。

ついては、令和元年6月5日付け事務連絡「デジタル・ガバメント閣僚会議決定を踏まえた地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について」において、地方公務員共済組合に御対応いただきたい具体的な事項について通知を発出することとしていたところですが、下記により地方公務員共済組合の組合員及び被扶養者(以下「組合員等」という。)のマイナンバーカード取得を計画的に推進することとしますので、御協力をお願いします。なお、地方公務員共済組合連合会におかれては、下記3・4について御協力をお願いします。

全国市町村職員共済組合連合会におかれては、構成組合へも周知方をお願いします。

なお、本通知に関連して、地方公共団体宛に別添写しのとおり通知しておりますので、御承知おきいただくとともに、本通知と併せて周知方をお願いします。

記

1 マイナンバーカードの取得勧奨

(1) 交付申請書への情報の印字及び組合員の所属部署への送付

既に地方公共団体情報システム機構との協議により指定されている様式及び規格に基づき、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)に各組合員等の氏名・住所・生年月日・性別を印字した上で、貴組合及び貴連合会宛に別途電子データにより提供する文書と併せて封入の上、組合員等の所属部署へ送付してください(注)。地方公共団体に対しては、当該書面を各組合員の所属部署を通じて、被扶養者分も併せて本年8月下旬から9月下旬を目途に各組合員に配付する予定である旨を別途案内しているので留意してください。

注. 交付申請書印刷に間に合う時点での最新の組合員等の情報を基に交付申請書を作成・配付するようお願いいたします。その後新たに組合員等となった方に対しては、地方公務員共済組合において交付申請書を作成・配付する必要はありませんので留意してください。

(2) 地方公共団体との調整

送付先については、送付前に地方公共団体の担当課と協議を行い、所属部署から組合員へ配付しやすくなるよう配慮して決定するようお願いいたします。

2 マイナンバーカードの取得促進PRの実施

本年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議決定及び今回の閣議決定(以下「閣議決定等」という。)において、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定することとされています。このような閣議決定等の趣旨を受けて、本年度中のマイナンバーカードの一斉取得の推進について保険者として組合員等へ広く周知するため、次に示すような広報媒体等を通じてPRを積極的に実施するようお願いいたします。

- ・ 共済関連の広報誌・パンフレット等の書面媒体
- ・ 共済組合のホームページ
- ・ 地方公共団体のイントラネット
- ・ 「医療費のお知らせ」に併せたマイナンバーカード取得案内の封入

上記の文章が総務省から出されています。前頁の朝日新聞社説2段2行目から、国家公務員にカード取得が強制されている趣旨と全く同じことが、共済組合(保険・年金)を使って行われています。共済組合からの文書は通常どこの役所でも人事担当課から回されてきます。人事を通して保険や年金を管理する共済組合から文書が来て、その内容を個人で「拒絶」すること

ができる職員がどれほどいるでしょうか。そこに降ってわいたような経済対策でマイナポイント付与の話が出てきています。カードの普及が15%であることの業を煮やした結果とはいえ見苦しいとしか言いようがありません。

マイナンバーカードの申請・取得状況の把握について（照会）

本照会は、「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（依頼）」（令和元年6月28日付け総行福第23号）において、別途照会することとしていたものです。

については、別添の「マイナンバーカード申請・取得状況把握表」に必要事項を記入の上、下記により報告願います。

記

○ マイナンバーカードの申請・取得状況の把握

「マイナンバーカード申請・取得状況把握表記載要領」を参照の上、6月末時点及び10月末時点の状況を報告願います。

（1）照会対象者

本照会の対象となる者は、次の団体・法人に所属する地方公務員共済組合の組合員（公立学校共済組合及び警察共済組合の組合員を除く。）とする。

① 地方公共団体等

都道府県、市区町村、一部事務組合、広域連合、財産区及び地方開発事業団

前頁の通知と同時に各都道府県政令市に上記通知が出されています。取得を促すと同時に取得したかどうかチェックするということです。

明らかに強制しようとしています。

そもそもマイナンバー/カードの目的は

マイナンバー制度3つの目的

1. 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止

2. 国民の利便性の向上 面倒な行政手続きが簡単に

3. 行政の効率化 手続をムダなく正確に



「マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。」と内閣府のホームページにも書いて

あり、ポイントを配って政府の人気取りをするためのものではありません。カードの取得はそれぞれの任意であったはずで。

国民がカードの必要性を全く感じていないことに加えて、「桜を見る会」問題への政府の姿勢が国民に信用されていないから普及が進まないのです。マイナンバー/カードも一部のIT企業のもうけに利用されているだけではないかと疑惑の目で見ているのでしょう。自治体の組合は、取得したくない組合員を守るため、人事や共済組合から通知があっても「強制でないこと、取得を報告する必要がないこと」を当局と確認するなどの取り組みが必要でしょう。

小中学生にパソコン持たせれば、学力が向上するか、小学生の英語教育は？

大型経済対策が発表される前後に、OECDの調査結果として、読解力が15位になってしまったということが報道されました。文部科学省はこの調査がパソコンで答えるようになっていたことを挙げ、日本の中学生はこれに慣れていないからというように答えていました。

そうした報道と前後して出てきたのが「小中学生一人1台パソコン」という経済対策です。パソコンを使える教育を否定するつもりはありませんが、その体制は整っているのでしょうか。パソコン使用を教育できるだけの十分な教員はそろっているのでしょうか。小学生の英語教育についても教員不足は否めず現場では混乱していると聞いています。自治体負担も心配です。

大学入試に関連して英語の民間試験導入が見送られました。記述式問題についても民間に丸投げしてする案に対して高校現場や受験生から大きな批判が繰り返されています。（中止が発表されるようです。）一部の教育産業やパソコン業界に利益をもたらす経済対策が本当に子どもたちのためになるとは考えられません。そんなことに大切な税金を使うよりも正規教員を大幅に増員し、少人数学級を実現することによって、教員が子供一人一人の学習状況を把握して指導できるようにすることのほうが、よほど学力の向上につながるのではないのでしょうか。

自治労主催：2020年度「地方財政セミナー」開催のお知らせ

日時：2020年2月6日（木）13時から7日（金）12時

会場：東京都江東区有明 TOC有明4F EASTホール

参加費：4,000円（資料代2,200、月刊自治研800円、財政分析の手引き1,000円）

内容：1日目・アベノミクスと日本経済の動向、地方財政計画と会計年度任用職員、地方交付税制度の問題点、2日目・まち・ひと・しごと創生戦略及び第32次地制調の動向、政府予算と自治体財政～自治体財政分析の手引きをもとに

申し込み：申し込みは自治労の県本部単位で申し込みますので、1月20日までに別紙申込書により埼玉自治研センター宛てFAXでお申し込みください。

申し込まれた方に、開催要領と当センター口座への振込用紙をお送りいたしますので資料代の振込をお願いいたします。

問い合わせ先：埼玉県地方自治研究センター：FAX048-836-1113

埼玉自治研公開セミナー『2020年度地方財政計画と自治体財政』のお知らせ

日時：2020年2月9日（日）14時から16時

会場：さいたま市浦和区 埼玉会館6D会議室

講師：地方自治総合研究所研究員 菅原敏夫氏

参加費：500円（当会賛助会員は無料、団体会員所属者は無料）

*当セミナーは例年開催しているものです。政府予算と地方財政計画によって自治体財政がどのような影響を受けるか、毎年度の特徴をわかりやすく解説しています。今年度は昨年からは始まった幼児教育・保育の無償化や大型経済対策の影響などに関心があるところだと思います。上記の東京のセミナーに参加できない方は、ぜひ埼玉のセミナーにご参加ください。

申し込み：別紙申込書によりFAXでお申し込みください。

FAX：048-836-1113

主催者：埼玉県地方自治研究センター 共催：自治労埼玉県本部・県労評会館

シンポジウム「女性から考える非正規公務員問題」

の記録集を下記のホームページからご覧ください

当会も後援させていただいた表記シンポジウムの記録集ができたとの案内をいただきました。

主催は官製ワーキングプア研究会などの実行委員会です。

会計年度任用職員の運用も真近かに迫る今、特に女性の多い臨時・非常勤について考えることが重要です。

<http://kwpk.web.fc2.com/index.html>

会費納入のお願い

当会の会計年度は4月から翌年3月末となっております。当会の運営は賛助会員の皆様の会費と寄付によって成り立っております。

つきましてはこの通信に振込用紙が同封されている方については、今年度会費または過年度会費が納入されておられません。団体会員に請求書が同封されている場合も同様です。できるだけ早く納入いただけるようお願いいたします。なお、12月11日現在の記録をもとにしておりますので、行き違いはお許し下さい。